

## 議員提出議案第1号

### 日進市議会委員会条例の一部改正について

日進市議会委員会条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年3月13日提出

提出者	日進市議会議員	青山	耕三
〃	日進市議会議員	大橋	ゆうすけ
〃	日進市議会議員	舟橋	よしえ
〃	日進市議会議員	小野田	利信
〃	日進市議会議員	ごとう	みき
〃	日進市議会議員	渡邊	明子
〃	日進市議会議員	山根	みちよ

#### 1 提出理由

この案を提出するのは、日進市部設置条例の一部を改正する条例の施行に伴い、日進市議会委員会条例の一部を改正する必要があるからであります。

#### 2 主な改正点

- (1) 常任委員会の所管について、企画部を総合政策部に、こども福祉部をこども未来部に、市民生活部を生活安全部に、建設経済部を都市整備部と産業政策部にする。
- (2) その他必要な規定の整理を行う。

日進市議会委員会条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日  
 条 例 第 号

日進市議会委員会条例(平成6年日進町条例第27号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務文教委員会 7人</p> <p>    <u>総合政策部</u>、総務部、教育委員会、会計管理者の補助組織、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項(ただし、予算決算委員会の所管に属する事項を除く。)</p> <p>(2) 福祉厚生委員会 7人</p> <p>    健康福祉部、<u>こども未来部</u>及び福祉事務所の所管に属する事項(ただし、予算決算委員会の所管に属する事項を除く。)</p> <p>(3) 市民建設委員会 6人</p> <p>    <u>生活安全部</u>、<u>都市整備部</u>、<u>産業政策部</u>及び農業委員会の所管に属する事項(ただし、予算決算委員会の所管に属する事項を除く。)</p> <p>(4) 略</p> <p>(参考人)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 参考人については、第26条(公述人の発言)、第27条(委員と公述人の質疑)及び前条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。</p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務文教委員会 7人</p> <p>    <u>企画部</u>、総務部、教育委員会、会計管理者の補助組織、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項(ただし、予算決算委員会の所管に属する事項を除く。)</p> <p>(2) 福祉厚生委員会 7人</p> <p>    健康福祉部、<u>こども福祉部</u>及び福祉事務所の所管に属する事項(ただし、予算決算委員会の所管に属する事項を除く。)</p> <p>(3) 市民建設委員会 6人</p> <p>    <u>市民生活部</u>、<u>建設経済部</u>及び農業委員会の所管に属する事項(ただし、予算決算委員会の所管に属する事項を除く。)</p> <p>(4) 略</p> <p>(参考人)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 参考人については、第26条(公述人の発言)、第27条(委員と公述人の質疑)及び第28条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。</p>

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の日進市議会委員会条例第2条第2項各号に掲げる総務文教委員会、福祉厚生委員会及び市民建設委員会(以下「旧委員会」という。)の委員長、副委員長又は委員(以下「委員長等」という。)である者は、改正後の日進市議会委員会条例第2条第2項各号に掲げる総務文教委員会、福祉厚生委員会及び市民建設委員会(以下「新委員会」という。)の委員長等に指名されたものとみなし、その任期は、第3条の規定にかかわらず、旧委員会の委員長等としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この条例の施行の際現に旧委員会において継続して審査又は調査すべきものとされている事件については、当該事件を所管する新委員会に付託されたものとみなす。